

訴 状

2008年10月2日

鳥取地方裁判所 御中

原告代理人弁護士 高 橋 敬 幸

添付書類

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1 市民オンブズ鳥取会則 | 1通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |
| 3 市民オンブズ鳥取第14回総会議事録(抄) | 1通 |
| 4 訴訟代理人選任についての了承・確認書 | 1通 |
| 5 甲1、2号証 | 正本副本各1通(計2通) |

当事者の表示

〒683-0067 鳥取県米子市東町410番地
原告 市民オンブズ鳥取
上記代表者代表 高 橋 敬 幸

(送達場所)

〒683-0067 鳥取県米子市東町410番地
電話番号 0859(34)1996
ファックス 0859(34)4231
原告訴訟代理人弁護士 高 橋 敬 幸
被告 鳥 取 県
同代表者兼処分行政庁 鳥 取 県 教 育 委 員 会
同代表者委員長 山 田 修 平

文書非開示処分取消請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

予納郵券額 金8,140円(500円12枚、100円10枚、80円10枚、
20円12枚、10円10枚)

請 求 の 趣 旨

- 1 被告が、原告に対して、平成20年9月2日付でなした「文部科学省実施の平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ」を開示しないとの処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との裁判を求める。

請 求 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、鳥取県内に住所を有する団体（行政の登記・登録のない社団）である。
原告は、地方行・財政の不正を監視・是正すること等を目的として平成7年11月23日に結成された団体である。2ヵ月に1度の頻度で運営委員会を開催し、年1回、総会を開催している。また2001年からホームページを開設し、活動報告等をしている。
- 2 鳥取県教育委員会（以下県教委という）は、鳥取県情報公開条例（以下県条例という）第2条1項の実施機関である。

第2 処分の存在及び処分の理由

- 1 原告は県教委に対し、2008年8月20日付で、県条例6条の規定に基づき、「文科省実施の平成19年度全国学力・学習状況調査結果のうち市町村別・学校別のデータ」について公文書開示請求をなし、県教委は同日付でこれを受領した。（甲1号証の1 平成20年8月22日付「公文書開示請求書について（送付）」、甲1号証の2 2008年8月20日付「公文書開示請求書」）
- 2 県教委は、上記公文書公開請求に対し、平成20年9月2日付通知により、公文書非開示決定をなした。（甲2号証 平成20年9月2日付公文書非開示決定通知書）
- 3 県教委による非開示決定の理由は、次の通りである。
「鳥取県情報公開条例第9条第2項第6号に該当
平成19年度に43年ぶりに全国規模で実施された全国学力・学習状況調査は、社

会的に注目されており、そのような中で市町村ごと・学校ごとの調査結果を開示すれば、教育現場で過度な競争が生じるおそれが否定できず、その結果、参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、今後、国が実施する全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

また、全国学力・学習状況調査の実施主体である国を始め、参加主体である市町村教育委員会及び学校の多くが、全国学力・学習状況調査は、その結果の非公開を前提に実施されたこと、また、子どもたちの心情に対して教育的配慮が必要であることなどから非開示を求めている。

こうした中で、実施主体でも参加主体でもない県教育委員会が、市町村ごと・学校ごとの調査結果を開示すれば、国、市町村教育委員会及び学校と県教育委員会との信頼関係が失われ、今後、県教育委員会が全国学力・学習状況調査の結果を活用して行う改善に向けた教育及び教育施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

第3 県条例第9条第2項第6号該当性について

- 1 上記の通り、県教委は本件文書は県条例第9条第2項第6号に該当するとして本件非開示決定をしたが、6号は下記の通り規定している。

記

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 県教委は、6号に規定するアからオのいずれに該当するかを、明らかにしないが、

県教委は、前記の通り「今後、国が実施する全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載しているので、オに該当すると解される。すなわち、県教委は、国の事業に関し、「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があり（6号オ）、「その他当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」（6号本文）として、6号該当性を主張していると解される。

- 3 県条例は、第1条で「県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利」を明文で明らかにし、情報公開は「県の諸活動を県民に説明する責任を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資する」ことを定め、9条1項で「実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。」と原則開示を定め、同条2項に規定する例外の場合を除いては全て情報を開示するものとしている。

県条例の目的及び規定の仕方からしても、9条2項の各号の解釈は厳格でなければならず、「県民の知る権利」や「公文書の開示を求める権利」を侵害したり、「県の諸活動を県民に説明する責任」を果たさなかったり、「県民参加による開かれた公正な県政の推進」に反するようなことがあってはならないことは、言うまでもない。

- 4 既に原告以外の者からも本件全国学力・学習状況調査結果についての開示請求がなされ県教委は不開示決定をしているが、それに対する異議申し立てに関する本年7月8日の鳥取県情報公開審議会の答申は、以下のように述べて9条2項6号該当性を否定している。

「平成19年度実施の全国調査の結果について、既に特定の市において同市内の公立学校の結果の公表により序列化が可能となっているが、現在のところ、これにより序列化が起り、過度の競争が発生した等の事実は確認できず、また、平成20年度の全国調査に不参加だったのは平成19年度も不参加だった犬山市だけであったことを勘案すると、当該おそれは現状では具体的なものとまでは言えない。

・その他、実施機関は、市町村・学校が行っている「すぐ点数には結びつかないが長い目で学力を改善しようとする努力」に水を差すことになる等開示によるマイナス面を主張するが、むしろ、異議申立人の、「開示により生徒、保護者及び地域の教育に対する意欲を高め、教育の質を向上させることに有益である」との開示によるメリットを訴える主張の方が首肯できる。

以上を勘案すると、県条例第9条第2項第6号に該当するには、本件文書を非開示にしなければ、国の全国調査事務に実質的な支障が及ぶことが確実であろうと思われる「おそれ」が必要であるが、実施機関の主張では漠然とした「おそれ」の域を出ず、本件公文書が同号に該当するものとまでは判断できない。」

5 鳥取県内においては19市町村教育委員会のうち、5市町が当該自治体の平均正答率を公開しており、湯梨浜、三朝、南部の各町は国語、算数（数学）の平均正答率をそのまま公表している。鳥取県は独自に2002年度から基礎学力調査を行ない、県教委は条例に沿って2003年から2006年度まで市町村別の結果を県のホームページで公開しているが、これに対して県民から苦情がなされたことはないし、この公開により序列化が生じた事実もない。（なお、県条例9条2項7号により「小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの」は非開示としている。）

6 大阪高等裁判所平成18年（行コ）第84号事件平成19年1月31日判決について

(1) 本件と類似の事案について既に確定した司法判断がある。

大阪高等裁判所平成18年（行コ）第84号事件は、枚方市教育委員会が同市立小中学校の生徒を対象にして行った2003年度及び2004年度の各学力診断テストのうち、中学校実施部分に関し、被控訴人（枚方市民）が枚方市教育委員会に対して、各年度の学力診断テストの学校別一覧に係る文書に記録された情報の公開の請求をしたところ、教育長が、各中学校別の平均得点及び到達評価に係る情報は条例所定の非開示情報にあたるとして一部非公開としたため、被控訴人がその非公開は違法であるとしてその取消を求めたのに対し、原審大阪地方裁判所が被控訴人の請求を認容したため、控訴人（枚方市）が控訴した事件である。これに関し、同裁判所平成19年1月31日判決は、専門家検討会議の意見を考慮したとしても、本件情報を公開することにより、その適正若しくは公正な執行を著しく妨げるとは認められないから、教育長のした本件情報を非公開とする処分は違法であり被控訴人の請求は理由があるとして、原審と同様、非開示決定を取消し、情報の公開を命じた。

(2) 具体的には、控訴人（枚方市）は、①情報公開によって、各中学校の順位付けがなされ、生徒・保護者・市民等が成績順位のみをもって各中学校の評価することになる、②順位付けによって生徒が、劣等感（学習意欲の低下）・優越感等を抱くことになる、③保護者の教職員に対する要望、不相当な働きかけを行うこと等の圧力により、各中学校において意識的な学力テスト対策が行われ、本件学力テスト対象教科以外の教科を含めて、適切な教育課程を編成するという目的に反することになる、といった弊害を主張したが、判決は、学力テストの趣旨・目的が正しく理解されれば、そのような弊害は除去・減少されるなどとして、そのような主張を排斥した。

生徒の優越感・劣等感については、本件学力テストを受験する中学生は、入学試験がなく、学校選択制も採用されていない枚方市立各中学校の生徒であり、受

験した生徒は、本人及び市全体の各観点別評価等の分析結果の送付を受け、自己の成績及び市全体における自己の相対的な順位（位置）を既に知っていることに照らせば、本件情報が公開されたとしても、そのことによって、生徒が劣等感を抱いて学習意欲や通学意欲を低下させたり、行きすぎた優越感を抱くことになるとは考えにくいとも述べている。

また、保護者が、情報公開の結果を踏まえ、各中学校に対し質問・要望を出したり、平均得点や到達評価が他の学校に比べて低い科目等に関しては、その教育内容の改善を求めるということも予想できるが、それは、本件学カテストの目的の一つが、同テスト結果を各中学校における教育課程や指導方法の改善に役立て、生徒の学力の向上を図ることであること、枚方市においては学校選択制を採用しておらず、保護者は自己の子が通う市立中学校を選べないことに照らせば、保護者が、中学校に対し、上記のような質問をし、意見を述べる機会を持つこと、そして、中学校がその意見も参考にして、教育課程や指導方法の改善を図ることは、本件学カテストの前記目的にそうものであって、決して反するものとはいえない、と判示している。

（以上の判決内容の要約は、後述の日弁連意見書の記載内容に基づく）

7 補論

- (1) 日本弁護士連合会は、本年2月15日に、「全国学力調査に関する意見書」を公表している。

同意見書の「意見の趣旨」によれば、「文部科学省が小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒を対象として、いわゆる悉皆調査として2007年4月24日に実施し、かつ、2008年以降も継続的に実施しようとしている全国学力調査は、学校教育現場にテスト成績重視の風潮、過度の競争をもたらし、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法16条1項）に該当する違法の疑いが強い。また、このような事態は、子どもの全人格的な発達を阻害するほか、障害のある子どもに対する差別を招くなど、子ども一人ひとりの個性に応じた弾力的な教育を受ける権利を侵害するおそれ大きい。よって、当連合会は、2008年以降において、全国学力調査を、2007年と同様の方法によるいわゆる悉皆調査として実施することに反対するとともに、学力調査の方法につき、調査対象とする学校及び児童生徒を抽出する方法によるいわゆるサンプル調査とするなど、上記のような問題が解消されるような方法に改められるよう求める。」とされている。

- (2) また、同意見書の「意見の理由」によれば、「公表の問題については、現時点においても、まず、文部科学省は、都道府県ごとの結果を公表しているし、市町村も、域内の小中学校の平均正答率等を公表する自治体が出てきている。中には、学校ごとの結果を公表することを予定している自治体もある。このよう

に、公表するかどうかは、基本的に、各地方自治体の判断に委ねられており、対応はまちまちである。一方、学力テストの結果についての情報公開請求に対して、行政の非開示の判断が誤りであるとしてこれを覆した司法の判断が高裁レベルでなされ（前記大阪高裁2007年1月31日判決）、確定している。」

「文部科学省が小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒を対象として、いわゆる悉皆調査として2007年4月に実施し、かつ、今後も実施しようとしている全国学力調査は、以上述べたような、問題の難易度、結果の公表、情報公開制度、毎年実施の継続性等を前提とするのであれば、教育現場における成績重視の風潮、過度な競争を招来し、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法16条1項）に該当する違法の疑いが強い。また、子どもの立場からすれば、子どもたち全体が学校現場における過度の競争にさらされ、継続的な肉体的・精神的負荷を抱え込み、全人格的な発達を阻害されるばかりか、障害のある子どもは差別を受けるなど、1人1人の個性に応じた弾力的な教育を受ける権利を侵害されるおそれ大きい。このような事態は、全国学力調査が必要であると考えたとしても、正当化することができないものである。ところで、学力調査の方法としては、全国一斉の悉皆調査は一般的なものではなく、我が国も参加したPISA（OECD生徒の学習到達度調査）、TIMSS（国際教育到達度評価学会（IEA）による国際数学・理科教育動向調査）などは、調査対象とする学校及び児童・生徒を抽出する、いわゆるサンプル調査であり、また、米国において全米規模で定期的に行われている学力調査（NAEP）もサンプル調査である。このような方法による学力調査であれば、上記のような問題点も解消され得るものと考えられる。」

としている。

8 まとめ

日弁連の意見は傾聴に価するものであり、原告も、本件のような悉皆調査は教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法16条1項）に該当する違法の疑いが強いと考えており、2008年以降において、全国学力調査を、2007年と同様の方法による、いわゆる悉皆調査として実施することは誤りであり、学力調査の方法につき、調査対象とする学校及び児童生徒を抽出する方法によるいわゆるサンプル調査とするなど、各方面から指摘されている問題が解消されるような方法に改める必要があると考える。

ただし、以上の諸点はさておき、本件非開示は県条例に違反しているので、本件情報は公開されるべきものであると考える。

行政が法の支配により、法に基づいて行われる以上は、県教委は県条例を遵守すべきは当然である。県教委の恣意によって法令の不遵守がなされてはならない。

本件の非開示処分が違法であることは明らかであるので、地方行・財政の不正を監視・是正すること等を目的として行政をチェックする任務を負う当市民オンブズ鳥取としては、違法行為の是正を求めるため、また情報公開制度がより前進していくことを目指して、本訴訟を提起する。